

飯山市寺町公園ふれあい館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市寺町公園ふれあい館条例（令和4年飯山市条例第 号。以下「条例」という。）第14条の規定により、寺町公園ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 ふれあい館を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条の規定による使用許可を受けようとする者は、寺町公園ふれあい館施設（備品）使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用期間)

第4条 ふれあい館の使用期間は、同一利用につき引き続き3月を超えることができない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第5条 市長は、ふれあい館の使用を許可するにあたっては、使用しようとする者（以下「使用者」という。）に対し、使用の目的、期間その他管理上必要な条件を付し、寺町公園ふれあい館施設（備品）使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の取消し等の届出義務)

第6条 使用者は、ふれあい館の施設又は備品の使用を取り消し、中止し又は変更しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定による使用料の減免については、別表のとおりとする。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、寺町公園ふれあい館施設（備品）使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書きの規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責に帰さない理由で使用できなくなった場合 使用料の全額
- (2) 使用日の7日前の日までに辞退の申し出があった場合 使用料の100分の20に相当する額
- (3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認める場合 必要と認める額

(遵守事項)

第9条 ふれあい館施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふれあい館施設の設備等を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 施設内において禁煙すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい館施設の管理上、市長が指示すること。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)(第7条関係)

施設(備品)、冷暖房使用料の減免率

区 分	施設(備品)使用料	冷暖房使用料
①国、長野県、市(教育委員会を含む。以下同じ。)又は市が構成員である団体が使用するとき	100分の100	100分の100
②市が共催するとき	100分の100	100分の100
③市内の幼稚園、保育園、小中学校又は高等学校等が学習のために使用するとき	100分の100	100分の100
④市内の社会福祉に関する団体が福祉事業(別に給付を受ける事業又は収益を得る事業の場合を除く。)のために使用するとき	100分の100	100分の100
⑤上記③及び④に区分される市外の使用者、団体が使用するとき	100分の50	—
その他市長が必要と認めたとき	市長が定める率	